

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年9月24日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 田中 博章

1 契約の概要

(1) 件名

環境施設課 斎場及び墓地における皮膚赤外線体温計の購入に係る緊急契約

(2) 内容

本市市民利用施設等において新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止の徹底のため、入場時の検温を実施するために必要な資器材を購入する契約

2 履行（納品）場所

総務局危機管理室

3 契約日

令和2年8月3日

4 履行期間

令和2年8月31日

5 契約金額

356,400円（うち取引に係る消費税32,400円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京都港区港南2-3-13 品川フロントビル7階
オムロンヘルスケア株式会社 国内事業本部 事業推進部 部長 岩田 和也

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除後、本市市民利用施設は、感染防止対策を徹底した上で原則開館することとし、令和2年7月8日には内閣官房からの通知により、「施設管理者が入場時等に検温を実施する」ことが要請されています。本市においても、令和2年7月16日に開催した横浜市新型コロナウイルス対策本部会議で「市民利用施設等における感染予防・拡大防止に係る基本的対応事項」が決定され、同年7月17日付通知により、「入場時に検温を実施すること」が方針として明示されました。

契約時点における直近数週間の新型コロナウイルス感染症の国内陽性患者数は増加傾向となっていたことから、本市市民利用施設で陽性患者を発生させないためにも、一刻も早く調達可能な業者から資器材を購入し、配備する必要がありました。一方で、本市での入札が不調になるなど、調達が困難な状況の中、調達が可能と思われる業者に複数問合せたところ、早急に履行することができる随一の事業者がオムロンヘルスケア株式会社でした。

以上の理由により、オムロンヘルスケア株式会社との随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

調達が困難な状況の中、調達が可能と思われる業者に複数問合せたところ、早急に履行することが可能な事業者を選定しました。

9 所管課

健康福祉局環境施設課